

相森中学校いじめ防止基本方針

須坂市立相森中学校

1 基本方針

学校内外で生じたいじめ・不登校等に対して、その事実を的確かつ迅速に把握・確認し、関係生徒や該当学級担任、あるいは保護者と連携をとりながら、その解決に向けて具体的協議・検討をしていく。

また、場合によってPTA三役や学級会長会等との連携、あるいは主任児童委員をはじめとする外部の関係諸機関と連携しながら、課題解決に向けてより円滑な運営を模索していく。

2 実施計画

(1) 組織

学校長の指示を仰ぎながら、教頭を委員長として、生徒指導主事・心の相談係主任が当該学年主任と協議しながら、関係生徒や該当学級担任、保護者に迅速に、場合によっては長期的な展望をもって対応する。

(2) 内容

①日常的な問題事例の把握と共通理解の推進

- ・隔週で実施する生活指導係会や教務会で、学年から生徒の様子や報告を得ながら定期的に実情を把握していく。また、いじめにつながる事例や不登校傾向が出始めた段階では連絡を密に取り対策を講じていく。
- ・人権教育の強調月間に合わせて年2回実施されるいじめアンケートや各学期ごとに実施される教育相談、毎日提出される生徒の日記「あゆみ」などから、生徒の状況を把握し、必要に応じて学年主任、生徒指導係、相談係、教頭等に報告すると共に関係職員と連携して情報収集、対応策の検討を行う。

②突発的に事例が表面化した場合の把握と迅速な対応

- ・生徒間で、既に何らかの問題が生じ、特別な行為として現象が生じた場合にはお互いから起きている事実を正確に把握する。場合により関係する学年職員に協力を仰ぎながら対応する。

③学級、学年または地域への広がりが見込まれる時

- ・問題事例が学校内外で生じ、さらに集団的な広がりが見込まれる場合、あるいは極めて個人的な事情からその背景が生じている場合には、PTAや関係諸機関と綿密に連絡を取り合う。

3 その他

(1) 目の前にある何気ない行為の中に生徒の実態がある。事実を把握する鋭敏な感性を持つ。

“鋭敏な感性と人権感覚、そして知的な状況判断”が職員一人一人に求められる。

(2) 日常の小さなことでも、また自分が疑問を感じた生徒の行為や現象でも、他者に伝えながら状況を把握したい。その意味で、教師間での報告や連絡は密にしていく。

いじめ防止等のための対策

1 いじめの定義 <いじめ防止対策推進法の定義より>

◎児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

いじめの定義のポイントは次の4つの要素をすべて満たすこと。

- ①行為をした者（甲）も行為の対象となった者（乙）も児童生徒であること。
- ②甲と乙の間に一定の人間関係が存在すること。
- ③甲が乙に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること。

◎いじめの具体的な行動形態

- ・言葉での脅かし、冷やかしのからかい、持ち物隠し、仲間はずし、集団による無視、暴力たかり、パソコン・携帯電話での中傷、悪口、いじり等

2 いじめのシグナル

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・遊びの中に「いじめ」あり ・「仲たがい」か「いじめ」か ・授業中の発言を封じ込める雰囲気 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健室への出入りや、訳もなく体の不調を訴えることが多い生徒 ・怠学・不登校の原因 ・生徒同士の変な上下関係 ・しつこいからかい・嫌がらせ・いじり |
|---|---|

3 いじめの発見と素早い対応

(1) いじめの未然防止や発見の方法

- ・保護者の訴え（懇談、参観日）・本人からの訴え（個別相談）・周囲からの通報（あゆみ）
- ・職員の発見（生徒指導係会、教務会、職員会議等）・アンケート調査（生徒会・学校）等

(2) 素早い対応

いじめに対する取り組みは、立ち上がりを早くしなければ、被害を受けている生徒やその保護者、通報した生徒の不信感を招く。

4 集団指導体制で

◎学級・学年⇔生徒指導係（いじめ・不登校等対策委員会）⇔教頭⇔校長

◎いじめ問題は、アフターケアの必要度も大きい。担任だけで解決しようとせず、集団指導体制を取ることが大切である。



